

平成 22 年度 保育所入所児童を募集します

●受付期間 平成 21 年 11 月 2 日（月）から 11 月 13 日（金）まで

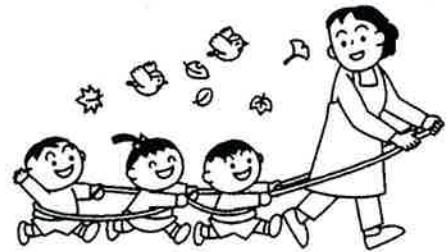
●受付場所 教育委員会事務局幼児教育課 または 各保育所

- ◆新規入所希望 入所希望申込書（受付場所にあります）を提出してください。
年度途中で入所を希望される方も受付期間内にお申し込みください。
- ◆継続入所希望 保育所から配布する継続入所希望申込書を提出してください。

●入所の基準

保育所に入所できる児童は、保護者が次のいずれかに該当し、また、同居の家族が保育できないと認められる場合です。

- | | |
|---|-----------|
| (1) 家庭外労働
※昼間に家庭の外で仕事をしている | |
| (2) 家庭内労働
※昼間に家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている | |
| (3) 母親の出産 | (4) 疾病障害等 |
| (5) 病人の介護 | (6) 災害の復旧 |



※保育所の定員に余裕がある場合には、上記の基準に該当せず、家庭保育に欠かせない児童でも入所できる場合がありますのでご相談ください。

●保育実施期間

小学校就学の始期に達するまでの間で保護者が保育の実施を希望する期間のうち、保育が必要と認められる期間

※入所基準 (3) の母親の出産による場合は、出産前 8 週から出産後 8 週までの期間が対象です。

【求職中・勤務予定の場合の入所承諾期間】

年度途中での入所希望が増加していますが、入所が厳しい状況です。そこで、適正な入所を図るため次のとおりとさせていただきます。

保護者の就労形態	入所承諾期間
求職中の方	承諾期間は、3 カ月の期限付入所 入所後 2 カ月以内に「就労証明書」を提出された方は、保育の実施期間が延長されます
勤務予定、復職予定の方	承諾期間は、就学前まで 入所後 1 か月以内に「就労証明書」を提出されない場合は、求職中の扱いとします。

●保育料

平成 21 年分所得税と平成 21 年度市町村民税の課税状況により、22 年度に決定します。

●その他

- ・年度途中に入所を予定しておられる方も必ず申し込んでください。申し込みがない場合は、希望の保育所に入れないことがあります。
- ・転園希望、町外の保育所を希望される方は、幼児教育課へご相談ください。